

- 日時：2020（令和2）年9月15日（火）午後3～午後5時
- 場所：地域総合センター今北 集会室
- 出席者
 - (1) 委員：4名（石元委員（部会長）、蛭子委員、武本委員、友永委員）
 - (2) 事務局：6名（協働部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課3名）
 - (3) 関係課：7課（学校教育課、学び支援課、社会教育課、こどもの人権擁護担当、こども相談支援課、職員課、いじめ防止生徒指導担当）
- 傍聴者：3名

議事(1) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題等(子ども、女性、性的マイノリティ(少数者)、部落差別(同和問題)及びインターネットを悪用した人権侵害)について

部会長： 本日の議事の1、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題等(子ども、女性、性的マイノリティ(少数者)、部落差別(同和問題)及びインターネットを悪用した人権侵害)について」を議題とする。

まず、前回の部会で出た委員からの意見に対して、事務局で作成している「子ども」に係る修正案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料2、3に基づき説明——

なお、この素案については、友永委員から、用語解説の下から4行目「令和元年10月1日」を「令和元（2019）年10月1日」と修正するように意見を貰っているため、意見のとおり修正する予定である。

部会長： 事務局から説明のあった資料3について、なにか質問等あるか。

部会長： 【世界、国の動き】7行目「子どもにとって最も良いことを実現することを目指しています。」という記載について、「こと」が2回使われており、「子どもにとって最も良いこと」とは漠然としすぎているため、例えば「子どもにとって最も良い環境を実現することを目指しています。」などに修正されたい。

また、1頁下から4行目「家庭教育の支援を行うほか」の後に読点を入れたほうが読みやすいと思う。同行の「深い人権意識」は「高い人権意識」のほうが良いと思う。

また、2頁15行目「なお同年4月からはいくしあ（子どもの育ち支援センター）」という記載について、現案では「いくしあ」に網掛がされているため分かるが、網掛がなくなればひらがなが続き読みづらいため、いくしあに「」を付けたほうが良いと思う。

また、●児童虐待1行目「子どもの命に関わる問題でもある」の「でも

ある」を「にもなる」や「にも繋がる」としたほうが読みやすいと思う。

また、●その他社会的支援を必要とするこども2行目「保護を受けている子どもなど」の後に読点を入れたほうが良いと思う。

また、【今後の方向性】1行目「生きる力や違いを認め尊重し合う態度や姿勢を育み」という記載について、文章としての切れ目が分かりづらいため、例えば「違いを認め尊重し合う態度や姿勢、生きる力を育み」としてはどうか。

また、用語解説の「いくしあ（子どもの育ち支援センター）」の「(子どもの育ち支援センター)」は前に出てくるため、ここでは省略しても良いかと思う。

委員： 2頁下から7行目「違いを認め」については、例えば「個性や違いを認め」、「個性を認め」としたほうが読みやすいかと思う。

委員： ●児童虐待について、暴力だけが虐待ではなく、子どもに夫婦間でのDVを見せるというような精神的な虐待も含まれるため、その視点も盛り込んで欲しい。

事務局： 配偶者等からのDVについては「女性」に係る素案に記載しており、「DVの目撃は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為」と明記している。

本日は「子ども」に係る素案を先に審議しているが、計画の構成では「女性」に係る素案を先に記載する予定であるため、「子ども」に係る素案では夫婦間のDVの目撃に関する記載を割愛している。

委員： それであれば良いと思う。

部会長： 他に意見等ないか。

それでは、続いて「女性」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料2、4に基づき説明——

なお、この素案については、友永委員から、みだしにつける【】が統一されていない旨及び2頁4行目「平成25年4月」を「平成25（2013）年4月」と修正するように意見を貰っているため、意見のとおり修正する予定である。

部会長： 事務局から説明のあった資料4について、なにか質問等あるか。

委員： 用語解説の「セクシュアル・ハラスメント」の定義はどこから引用しているのか。国が定義を示しているのか。

事務局： 国が示している定義は文章が長すぎるため、その中のセクハラ例示をいくつか抜粋して記載している。

委員： セクハラ定義として「不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること」と記載しているが、職場に限定されると誤解する人もおられるかもしれないため「職番の環境が不快なものとなる」は削除したほうが良いと思う。

部会長： セクハラには対価型と環境型の2種類の類型があり、その両方を踏まえた記載にしているのではないか。「不利益を受けたり」が対価型であり、「職場の環境が不快なものとなる」が環境型である。

事務局： 定義を正確なものとするために、対価型、環境型の説明も記載したほうが良いか。

部会長： OECDの定義を日本の旧労働省なども踏襲しており、「意に反する性的誘いや性的要求その他の性的言動が雇用上の諸決定の基礎として利用される場合」というような書きぶりであり、少し堅い印象を受けるため、現案のように例示するほうが良いと思う。

事務局： そうであれば、「職場の環境が不快なものとなること」を削除するだけで良いか。

部会長： 「職場や学校などの環境」とすればどうか。

委員： それで良いと思う。

事務局： 本日欠席の阿久澤委員からも意見を貰っており、本日の会議資料には反映できていないが、【市のこれまでの取組と課題】4行目「本市の審議会の女性委員割合が兵庫県内トップになった」という記載について、いつの時点で、実際の割合も示してはどうかとの意見があった。

本市では今年度の割合が既に出ているが、兵庫県内でトップかどうかは年度末まで分からないため、この計画には平成29年度から令和元年度までの3年間トップである旨を記載しようと考えている。

また、阿久澤委員からは格差を減らすのみならず、「エンパワメント」の視点も必要である旨の意見を貰っているため、その視点について事務局で盛り込んだかたちで修正案を作成し、部会委員の確認を経たうえで全体会に諮りたいと考えている。

部会長： 平成29年度から令和元年度までの3年間トップである旨を記載するのであれば、友永委員の意見にもあるように西暦も記載しておくように。

部会長： 【市のこれまでの取組と課題】4行目「その結果」の後に読点を入れたほうが読みやすいと思う。

また、【市のこれまでの取組と課題】8行目「各種啓発や就労・ハラスメント等さまざまな問題に対応する女性相談事業を実施しており」という記載について、「就労・ハラスメント等さまざまな問題に対応する女性相談事業や各種啓発を実施しており」としたほうが読みやすいと思う。

また、【市のこれまでの取組と課題】10行目～14行目について、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対する意識調査の結果における不同意の割合を載せるのであれば、併せて同意の割合も載せるほうが説得力があると思う。

また、【市のこれまでの取組と課題】18行目「特に女性は困難な状況に置かれることがあります」という記載について、「女性」の前に「当事者の」と入れたほうがわかりやすいと思う。

また、1頁最終行「男女意識調査～多くなっています。」の記載について、「男性は女性に比べて「許されない」と答える割合が少なく「許されない場合もある」との回答が目立つ」と記載したほうが文章の意味が伝わりやすいと思う。

また、2頁の表の右上に「単位：件」と追記されたい。

また、本文中に記載される数字に全角と半角が混ざっているため、どちらかに統一されたい。

委員：1頁下から4行目「児童虐待」の後に（精神的虐待）の文言を追記できないか。

委員：心理的虐待という呼びかたもあるため、多く使われているほうを記載して欲しい。

部会長：他に意見等ないか。

それでは、続いて「性的マイノリティ（少数者）」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局：——資料2、5に基づき説明——

部会長：事務局から説明のあった資料5について、なにか質問等あるか。

なお、この素案については、友永委員から事前に事務局を通じて修正点をまとめた資料を提出してもらっており、机上に配布しているため、まずは友永委員から説明をお願いします。

委員：まず、みだしに付ける【】が統一されていない。

また、【今後の方向性】1行目の「当事者や家族等近い人の悩み」という記載について、前回の第1部会での石元委員の意見は、性的マイノリティは家族ですら理解を得ることが難しいという点で他の人権問題と異なるという主旨であったと思うが、現案では当事者と家族等の悩みを同列に記載しており、意見を十分に反映できていないと感じる。

部会長：2頁1行目「性的マイノリティの中には子どもの頃から自分の性的指向や性自認に違和感を感じ」という記載について、同性愛者は自分の性的指向に違和感を感じるのではなく、自分の性的指向が周りとは違うことに不安になったり、孤立したりするものであるため、「違和感を感じる」という表現は適切ではない。

また、トランスジェンダーは性自認に違和感を感じるのではなく、身体の性に違和感を感じるものであるため、やはり「違和感を感じる」という表現は適切ではないため、「自分の性的指向が周囲と異なることで不安になったり、自分の身体の性に違和感を感じ」のように修正する必要がある。

また、友永委員の意見にあった【今後の方向性】の記載について、当事者と家族は同列ではないため、並べて記載しないほうが良いと思う。

委員：「家族等近い人」は削除し、表現を工夫すれば良いのではないか。

事務局：承知した。

部会長： 【今後の方向性】2行目「気づきを促す」という記載について、どのようなことかイメージしづらいため、「正しい情報の提供などの」と修正してはどうか。

また、1頁にLGBTの説明を記載しているため、用語解説の「性的マイノリティ」は不要ではないか。

なお、現案では用語解説に「性自認が戸籍上の性と異なる者」と記載しているが、「戸籍上の性」と記載すると日本人に限定する記載となってしまう。

また、トランスジェンダーについては、身体の性が男性であるが、性自認は女性であるというように、性自認と身体の性が正反対である人のことだと理解している市民が多いが、必ずしもそれだけではない。たとえば、身体の性が男性であるが、性自認は男性といえないものの、だからといって女性かと言われれば、そうとも言えないというように、性自認と身体の性が正反対ではなく、一致していない（ずれている）というトランスジェンダーも多くいる。したがって、用語解説に残すのであれば修正が必要である。

事務局： 性的マイノリティについては、1頁にLGBTの説明も記載しているため、用語解説からは削除しようと思う。

委員： 少し話が戻るが、【今後の方向性】1つ目には家族等の理解についても触れたほうが良いと思うため、「当事者の悩みの軽減や家族等近い人の理解を促すため、正しい情報の提供などの施策を推進します」としてはどうか。

部会長： そのように修正した場合、正しい情報の提供を家族等に対してのみ行うようにも読めるため、当事者にも行うことが読めるように記載を工夫されたい。

また、【市のこれまでの取組と課題】1行目～2行目「誰にも相談できないこと。」の「。」は不要である。

部会長： 他に意見等ないか。

それでは、続いて「部落差別（同和問題）」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料2、6に基づき説明——

部会長： 事務局から説明のあった資料6について、なにか質問等あるか。

なお、この素案についても、友永委員から事前に事務局を通じて修正点をまとめた資料を提出してもらっているため、まずは友永委員から説明をお願いします。

委員： 【国の動き】3行目「我が国固有の重大な人権問題です」という記載について、身分差別はインドや南アジア、アフリカなどでもみられるものがあり、日本だけの問題ではないことから、「固有」は削除したほうが良いと思う。

また、新たに追加された法務省人権擁護局調査救済課長の依命通知に関する記載について、この通知は特定の地域が同和地区であると指摘する情報を公にすること全般を許容できないとするものではないため、「学術・研究などの正当な目的による場合を除き」という記載を追加すべきである。

また、2頁2つ目の表の表題に「結婚しようとする相手が部落出身者であった場合どうするか（部落出身者）」とあるが、「(部落出身者)」は不要ではないか。また、表題の文末の「。」については統一して表記すべきである。

また、【今後の方向性】2行目「部落差別（同和問題）に対する問題を正しく理解し」という記載について、「問題」が2つ続き、読みづらいため「部落差別（同和問題）を正しく理解し」と修正してはどうか。

また、【今後の方向性】3行目「そのことから」は「このため」としたほうが読みやすいと思う。

また、用語解説の「同和対策審議会答申」について、3行目「諮問に対し」の後に「昭和40（1965）年に」と追記したほうが良いのではないか。

また、用語解説の「同和対策事業特別措置法」について、3行目「同法は」の後に「10年の時限立法であったが」と追記したほうが良いのではないか。また、同行「昭和57（1982）年に」の「に」は不要である。

また、【今後の方向性】の実態調査に関する記載について、様々な事情がありこのような書きぶりとなっているのであろうが、特措法が失効した後も、兵庫県たつの市のように生活実態調査を行っている自治体があるため、調査を行う方向で研究を行って欲しい。資料提供などが必要であれば協力させてもらう。

事務局： 実態調査について、事務局としてはどのような手法であれば実施できるのかという視点で研究を進めていきたいと考えている。

また、この点について、今回第1部会で同和問題を扱うことから報告を行っているが、全体会において委員全員の意見を聴いたうえで諮りたいと中川会長からも聞いている。そのため、実態調査に関する記載については部会案として確定させるのではなく全体会で諮る予定であるため、友永委員の意見についても全体会で報告させていただく。

事務局： この素案について、阿久澤委員から事前に意見を貰っているため、報告させていただく。

まず、1頁最終段落について、（2頁の調査結果をみると）土地差別についてはむしろ増えているとの意見があった。

また、2頁に載せている表について、凡例が大きく伝わりづらいとの意見があったため、表の載せ方を工夫する予定である。

また、2頁5～7行目に記載している国による実態調査に関する記載について、

①調査は平成30年度から令和元年度にかけて実施されたと報告書に記載されている、という意見があったため、正確に記載するため修正する予定である。

②報告書のウェブサイトを示したほうが良いのでは、という意見があったため、追記する予定である。

③報告書の内容がまとめられていないのではないか、という意見があったため、記載を修正する必要があると考えている。

部会長： 阿久澤委員からの土地差別はむしろ増えているという意見について、前回の調査では「わからない」という項目が設けられており、「いずれにあってもこだわらない」という割合は増えていることから比較が難しいと思う。

事務局： 阿久澤委員にはその旨伝えておく。

また、阿久澤委員からの報告書の内容がまとめられていないのではないか、という意見について、国の調査結果報告書に記載されている特徴的な傾向である「西日本のほうが多い」や「インターネットによるものが増えている」という2つを記載しようかと思うが、意見をいただければと思う。

委員： 「本市においても調査を行い」という記載は「本市においても国に協力し」と修正し、インターネット上の差別事案が増加傾向にあることや結婚差別なども依然として存在することに触れるぐらいで良いのではないか。

部会長： 「本市においても調査を行い」という記載は尼崎市が独自で調査を行ったとの誤解が生じる恐れがあるため削除し、友永委員の意見にあった2つの傾向を記載すれば良いのではないか。

事務局： それでは「本市においては調査を行い」を削除し、インターネット上の差別事案が増加傾向にあること及び結婚差別なども依然として存在することを記載するように修正する。

また、そのように修正するのであれば、現在【市のこれまでの取組と課題】に記載しているが、【国の動き】に移動させてはどうか。

部会長： それで良いと思う。

また、3頁7行目「被害が依然として残っていることから」という記載について、「被害が依然として見られることから」と修正してはどうか。

また、用語解説のえせ同和行為に関する記載について、「部落差別（同和問題）はこわい問題である」という記載は「同和問題はこわい」で良いのではないか。

委員： この定義は法務省のアンケート調査から引用しているものではないのか。

事務局： アンケート調査から引用しているものではなく、国のホームページから引用しているものであったかもしれないので、確認する。

部会長： 他に意見等ないか。

それでは、続いて「インターネットを悪用した人権侵害」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——資料 2、7 に基づき説明——

この素案について、阿久澤委員から事前に意見を貰っているため、報告させていただく。

【国の動きなど】5行目～インターネットの特性に関する記載については阿久澤委員から助言いただき記載しているが、新たに「トランスナショナル」について意見をいただいている。

部会長 : 新たに「トランスナショナル」を加え、インターネットの特性を4点挙げるといふことと、「永続性」を「再現性」に変更するといふことだと思ふが、「永続性」と「再現性」は多く使われているほうを挙げれば良いと思ふ。

なお、この素案についても、友永委員から事前に事務局を通じて修正点をまとめた資料を提出してもらっているため、友永委員から説明をお願いする。

委員 : まず、2頁の表の下に「地方法務局尼崎支局への」とあるが、「神戸地方法務局尼崎支局への」とすべきである。

また、【今後の方向性】9行目の文頭に「インターネット差別書き込みモニタリング事業を継続し」を追記したほうが良いのではないか。

委員 : 【市のこれまでの取組と課題】1段落目に記載している事件は職員が被害者の事件なのか。

事務局 : 被害者・加害者ともに職員である。

委員 : そのことがわかりづらい記載となっているため、「職員が起こしたインターネットによる差別書き込み事件」としたほうが良いのではないか。

事務局 : この記載についてはさまざまな議論があり、職員が起こした事件と記載した場合、この事件の本質が、職員が加害者であったことが最大の問題であるように誤解されるという懸念がある。

この事件の最大の問題は、部落に対する差別感情や偏見に基づきインターネットを用いて個人を攻撃した、ということであるため、その視点での記載を行っている。

委員 : 1行目には職員が被害者である旨が記載されていることに対し、2行目には職員が加害者である旨が記載されており、読み手が混乱すると思ふ。

事務局 : この記載については修正する。

学び支援課 : 【今後の方向性】2段落「子どもについては～図ります。」の記載について、1行目でインターネットやSNSを通じて行われるいじめに触れるのであれば、インターネットの持つ匿名性に触れる記載も必要ではないか。

2行目の文章は学校に限らず市民全般にいえることであるため、1行目との繋がりが弱い気がするため、2行目を1段落目に移動させてはどうか。

事務局 : 「子どもについては～図ります。」の記載については、市民全般に関わる内容も含まれているため、1段落目とのバランスも図る中で教育委員会と調整する。

部会長： 用語解説「メディアリテラシー」の下から2行目に「情報を自主的に判断」とあるが、「情報を主体的に判断」としてはどうか。
他に意見等ないか。

事務局： (部落差別について) 話が戻るが、えせ同和行為について調べたため報告する。

インターネットで検索したところ2つのページがあり、1つは法務省の「えせ同和行為とは」というページであり、もう1つは素案に記載しているアンケート調査のページである。2つのページで若干表現は異なるが、「部落差別」という言葉は入っていない点で共通している。また、現在素案で引用している記載は法務省の「えせ同和行為とは」のページであるため、記載と出典の整合を図るように修正する。

部会長： 他に意見等ないか。

資料3～7についてのこれまでの議論で出た修正点や課題について、事務局と調整し、第1部会案として、私の方で取りまとめたと思うが、よろしいか。

委員： ——異議なし——

部会長： それでは、そのように取りはからう。取りまとめた第1部会案については、後日事務局から各委員に送付させていただく。

議事(2) その他

部会長： 最後に、「その他」について事務局から説明願います。

事務局： 次回のスケジュールについて、10月9日の14時～16時に全体会の3回目を開催し、部会案の報告及び序章、第1章の修正案について審議いただく予定である。

また、11月13日の10時～12時に全体会の4回目を開催する予定である。

両日ともに会場は市役所議会棟2階の議員総会室である。

正式な開催通知等は後日改めて送付する。

部会長： それでは、これをもって、令和2年度第2回人権文化いきづくまちづくり審議会の第1部会を閉会する。

以上